特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
36	障がい者等医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、障がい者等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和8年10月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者等医療費助成に関する事務
②事務の概要	藤沢市障がい者等医療費助成条例及び藤沢市障がい者等医療費助成条例施行規則に基づき、障がい者等に係る医療費の一部を助成することにより、障がい者等の保健の向上及び福祉の増進を図る。 　藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定及び藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2)医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3)医療受給資格等の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 (4)医療証の返還に関する事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る障がい者等医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、医療サブシステム) 団体内統合宛名システム Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名
障がい者等医療費助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号条例第3条第1項及び別表第2の項 番号法第19条6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　市民自治部　市民相談情報課　情報公開センター 0466-50-3567

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　障がい者支援課 0466-50-3518
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）に従い、障がい者等医療費助成に関する事務では、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報の入力の際に、複数人で確認を行っている。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管は鍵付きキャビネット等での管理を徹底している。 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄は、複数人で確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。 ＜物理的な対策＞ ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋と する。 ・出入り口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。 ・届出書等の関係帳票類については、鍵付きキャビネット等で管理している。届出書等の関係帳票類については、鍵付きキャビネット等 で管理している。 ＜技術的な対策＞ ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するた めに、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機 器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。 ・システム上、個人に対して資格を二重で付与することはできない。 ・削除・廃棄した記録の保存を行う。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	①部署　　保健医療部　保健医療総務課 ②所属長　加藤　敦	①部署　　福祉健康部　福祉医療給付課 ②所属長　安西　雅彦	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	連絡先　保健医療部　保健医療総務課 0466-25-1111(内)3117	連絡先　福祉健康部　福祉医療給付課 0466-25-1111（内）3121	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年2月28日	5.評価実施機関における担当部署	①部署　　福祉健康部　福祉医療給付課 ②所属長　安西　雅彦	①部署　　福祉健康部　福祉医療給付課 ②所属長の役職名　福祉医療給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	Ⅳ　リスク対策	―	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111（内）2661	0466-50-3567	事後	取扱い事務の確認による修正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	0466-25-1111（内）3121	0466-50-3518	事後	取扱い事務の確認による修正のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日　時点	令和3年2月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日　時点	令和3年2月1日　時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	福祉健康部　福祉医療給付課	福祉部　障がい者支援課	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	福祉医療給付課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉健康部　福祉医療給付課 0466-25-1111(内)3121	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　障がい者支援課 0466-50-3518	事後	
令和6年9月27日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	情報提供ネットワークシステム接続前に修正
令和6年9月27日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠		番号法第19条第9号	事前	情報提供ネットワークシステム接続前に修正
令和6年9月27日	Ⅳ　リスク対策　6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[　]接続しない（入手）	事前	情報提供ネットワークシステム接続前に修正
令和7年11月26日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数(いつの時点の計数	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年11月26日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数(いつの時点の計数	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年11月26日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	(追加)	＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る障がい者等医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	Public Medical Hub（PMH）のシステム改修着手前に提出するもの
令和7年11月26日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	(追加)	Public Medical Hub（PMH）	事前	Public Medical Hub（PMH）のシステム改修着手前に提出するもの
令和7年11月26日	Ⅰ　関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	(追加)	番号法第19条6号	事前	Public Medical Hub（PMH）のシステム改修着手前に提出するもの
令和7年11月26日	Ⅳ　リスク対策　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[　]委託しない [十分である]を追加	事前	Public Medical Hub（PMH）のシステム改修着手前に提出するもの